

2 企画調整課関係

(1) 東北地方社会保険医療協議会委員名簿

平成26年3月31日現在

氏名	現職	備考
かなざわ ちかこ 金澤 千加子	花巻市国民健康保険運営協議会委員	岩手 支払
あさの はじめ 浅野 元	宮城県国民健康保険団体連合会副理事長・大和町長	宮城 支払
くまさか ひとし 熊坂 仁	健康保険組合連合会宮城連合会会長	宮城 支払
ちば ひろみ 千葉 洋美	塩釜商工会議所中小企業相談所課長代理	宮城 支払
みうら きよし 三浦 潔	健康保険組合連合会秋田連合会副会長	秋田 支払
いしい みつる 石井 満	山形県社会保険委員会連合会理事	山形 支払
さいとう のりかず 斎藤 紀一	健康保険組合連合会福島連合会会長	福島 支払
おばら のりあき 小原 紀彰	岩手県医師会副会長	岩手 診療
こだま ひろゆき 小玉 弘之	秋田県医師会常任理事	秋田 診療
なかじょう あきお 中條 明夫	山形県医師会副会長	山形 診療
ときわ みちお 常盤 峻士	福島県医師会常任理事	福島 診療
さとう かずひろ 佐藤 和宏	宮城県医師会副会長	宮城 診療
はんざわ かずお 半澤 和雄	宮城県歯科医師会副会長	宮城 診療
ささき たかお 佐々木 孝雄	宮城県薬剤師会会長	宮城 診療
やなぎや すずえ 柳谷 鈴江	青森県中山間地域対策協議会委員	青森 公益
ながやま ひろし 長山 洋	いきいき岩手支援財団理事長	岩手 公益
たかぎ りゅういちろう 高木 龍一郎	東北学院大学教授	宮城 公益
いしざわ まき 石沢 真貴	秋田大学准教授	秋田 公益
たかはし なりこ 高橋 成子	山形県高等学校障がい児学校教職員組合書記長	山形 公益
あさの かおる 浅野 かおる	福島大学教授	福島 公益

※◎は会長

○は会長代行

東北地方社会保険医療協議会青森部会委員名簿

平成26年3月31日現在

ふりがな 氏名	現職	備考
かいづか たかし 貝塚 隆	青森銀行健康保険組合常務理事	臨時委員 支払
さわや えつこ 澤谷 悦子	青森県国民健康保険団体連合会嘱託保健師	臨時委員 支払
やまだ りつこ 山田 律子	全日本自治団体労働組合青森県本部副中央執行委員長	臨時委員 支払
むらかみ としはる 村上 壽治	青森県医師会副会長	臨時委員 診療
やまぐち かつひろ 山口 勝弘	青森県歯科医師会会長	臨時委員 診療
こうさか さとし 高坂 聡	青森県薬剤師会常務理事	臨時委員 診療
◎ いわや なおこ 岩谷 直子	日本司法支援センター青森地方事務所副所長	臨時委員 公益
○ やなぎや すずえ 柳谷 鈴江	青森県中山間地域対策協議会委員	委員 公益

※ ◎は部会長
○は部会長代理

東北地方社会保険医療協議会岩手部会委員名簿

平成26年3月31日現在

ふりがな 氏名	現 職	備 考
かなざわ ちかこ 金澤 千加子	花巻市国民健康保険運営協議会委員	委員 支払
いしはら ひろし 石原 弘	岩手県田野畑村長	臨時委員 支払
かとう ゆういち 加藤 裕一	健康保険組合連合会岩手連合会会長	臨時委員 支払
おぼら のりあき 小原 紀彰	岩手県医師会副会長	委員 診療
さとう たもつ 佐藤 保	岩手県歯科医師会専務理事	臨時委員 診療
はたざわ まさみ 畑澤 昌美	岩手県薬剤師会常務理事	臨時委員 診療
○ ささはら ゆうこ 笹原 裕子	盛岡誠桜高等学校非常勤講師	臨時委員 公益
◎ ながやま ひろし 長山 洋	いきいき岩手支援財団理事長	委員 公益

※ ◎は部会長
○は部会長代理

東北地方社会保険医療協議会宮城部会委員名簿

平成26年3月31日現在

ふりがな 氏名	現職	備考
あさの はじめ 浅野 元	宮城県国民健康保険団体連合会副理事長・大和町長	委員 支払
くまさか ひとし 熊坂 仁	健康保険組合連合会宮城連合会会長	委員 支払
ちば ひろみ 千葉 洋美	塩釜商工会議所中小企業相談所課長代理	委員 支払
さとう かずひろ 佐藤 和宏	宮城県医師会副会長	委員 診療
はんざわ かずお 半澤 和雄	宮城県歯科医師会副会長	委員 診療
ささき たかお 佐々木 孝雄	宮城県薬剤師会会長	委員 診療
かがみ さやか 鑑 さやか	東北文化学園大学准教授	臨時委員 公益
たかぎ りゅういちろう 高木 龍一郎	東北学院大学教授	委員 公益

※ ◎は部会長
○は部会長代理

東北地方社会保険医療協議会秋田部会委員名簿

平成26年3月31日現在

ふりがな 氏名	現職	備考
ささき ひろゆき 佐々木 宏行	秋田県社会保険協会評議員	臨時委員 支払
みうら きよし 三浦 潔	健康保険組合連合会秋田連合会副会長	委員 支払
みずはら いくこ 水原 郁子	秋田県社会保険委員会連合会幹事	臨時委員 支払
こだま ひろゆき 小玉 弘之	秋田県医師会常任理事	委員 診療
さとう かねひこ 佐藤 金彦	秋田県歯科医師会副会長	臨時委員 診療
ふじわら きよいわ 藤原 清岩	前 秋田県薬剤師会常務理事	臨時委員 診療
◎ たかはし ゆたか 高橋 豊	秋田県社会福祉協議会常務理事	臨時委員 公益
○ いしざわ まき 石沢 真貴	秋田大学准教授	委員 公益

※ ◎は部会長
○は部会長代理

東北地方社会保険医療協議会山形部会委員名簿

平成26年3月31日現在

ふりがな 氏名	現職	備考
いしい みつる 石井 満	山形県社会保険委員会連合会理事	委員 支払
さとう ともひろ 佐藤 友弘	山形県国民健康保険団体連合会常務理事	臨時委員 支払
にしむら よしまさ 西村 宜真	山形県社会保険協会評議員	臨時委員 支払
なかじょう あきお 中條 明夫	山形県医師会副会長	委員 診療
えんどう りゅういち 遠藤 隆一	山形県歯科医師会副会長	臨時委員 診療
まき つねお 眞木 恒雄	山形県薬剤師会副会長	臨時委員 診療
◎ かいやま みちひろ 貝山 道博	埼玉大学名誉教授	臨時委員 公益
○ たかはし なりこ 高橋 成子	山形県高等学校障がい児学校教職員組合書記長	委員 公益

※ ◎は部会長
○は部会長代理

東北地方社会保険医療協議会福島部会委員名簿

平成26年3月31日現在

ふりがな 氏名	現職	備考
さいとう のりかず 斎藤 紀一	健康保険組合連合会福島連合会会長	委員 支払
なかじま てるお 中島 照夫	福島県社会保険委員会連合会会長	臨時委員 支払
わたなべ とおる 渡部 通	福島県社会保険協会理事	臨時委員 支払
ときわ みちお 常盤 峻士	福島県医師会常任理事	委員 診療
かねこ おさむ 金子 振	福島県歯科医師会会長	臨時委員 診療
たかの まきお 高野 真紀夫	福島県薬剤師会副会長	臨時委員 診療
◎ あさの かおる 浅野 かおる	福島大学教授	委員 公益
○ この ひろみ 今野 博美	福島地方裁判所調停委員	臨時委員 公益

※ ◎は部会長
○は部会長代理

東北厚生局非常時行動計画

（地震対応編）

東北厚生局

はじめに

1. 背景と位置づけ
2. 東日本大震災について（参考）

第1章 本計画の適用範囲と想定災害、被害等

1. 適用範囲
2. 想定災害
3. 建物の構造
4. 仙台市における周辺環境の想定

第2章 実施すべき優先業務

1. 実施すべき優先業務の考え方
2. 非常時の業務について

第3章 非常時優先業務を実施するための執行体制の確保

1. 想定災害発生時における職員の行動
2. 非常時要員の指定
3. 権限委任
4. 想定災害発生に備えた取組

第4章 非常時優先業務を実施するための執務環境の確保

1. 花京院スクエア及び執務室等
2. 通信の確保

第5章 連絡網の整備・教育・訓練及び計画の見直し

1. 連絡網の整備
2. 教育・訓練等
3. 本計画の検証・見直し

第6章 準拠例

1. 東北地方において震度5強以上の地震が発生した場合
2. 東北地方以外において震度5強以上の地震が発生した場合

はじめに

1. 背景と位置づけ

平成 23 年 3 月 11 日午後 2 時 46 分、我が国の観測史上最大規模の地震、「東北地方太平洋沖地震」が発生した。この地震は、大津波を発生させ東日本太平洋岸に甚大な被害を及ぼしたとともに、福島第一原発にも過大な損害を与え、我が国未曾有の大災害（東日本大震災）となった。

このような中、東北厚生局では、当時の経験や教訓を生かし、このような地震などの災害等に可能な限り業務継続体制を維持することが重要となることや万一、一部機能が停止した場合においても、可及的速やかな業務機能を復旧することが必要である。また、災害発生時には、東北管内の災害状況の情報収集及び通報、関係職員の自治体への派遣、関係機関との連絡調整が必要なことから、東北厚生局緊急時初動体制及び東北厚生局緊急時参集体制を定め、「東北厚生局非常時行動計画（地震対応編）」（以下「本計画」という。）を作成し、地震等のリスクに対してしなやかで強靱な非常時の行動体制を構築する。

2. 東日本大震災について（参考）

<本震>

震源及び規模

三陸沖（北緯 38.1 度、東経 142.9 度、牡鹿半島の東南東 130 km 付近）

深さ 24 km、モーメントマグニチュード Mw9.0

震源域

長さ約 450 km、幅約 200 km

各地の震度（震度 6 弱以上）

震度 7 宮城県北部

震度 6 強 宮城県南部・中部、福島県中通り・浜通り、茨城県北部・南部、
栃木県北部・南部

震度 6 弱 岩手県沿岸南部・内陸北部・内陸南部、福島県会津、
群馬県南部、埼玉県南部、千葉県北部

<津波>

津波の観測値（検潮所）

・宮古 最大波	15:26	8.5m以上
・大船渡 最大波	15:18	8.0m以上
・釜石 最大波	15:21	4.2m以上
・石巻市鮎川 最大波	15:26	8.6m以上
・相馬 最大波	15:51	9.3m以上

<被害状況(H24.12.26現在)>

(1) 人の被害

- ・死者 15,878名
- ・行方不明 2,712名
- ・負傷者 6,126名

(2) 建築物被害

- ・全壊 129,724戸
- ・半壊 267,666戸
- ・一部破損 731,680戸

第1章 本計画の適用範囲と想定災害、被害等

1. 適用範囲

本計画は、以下で述べる想定災害を適用範囲とし、東北厚生局（各県事務所含む）を対象とする。

2. 想定災害

本計画の前提となる想定災害は、東北地方において最大震度 6 弱以上の地震が、就業時間内及び就業時間外に発生した場合とする。

3. 建物の構造

(1) 東北厚生局（仙台市青葉区花京院 1-1-20 花京院スクエア 21・13 階）

東北厚生局が入居している花京院スクエアは、建物に作用する地震力を低減させる制震構造を有しており震度 6 強から震度 7 程度までの耐震性能が確保されており、想定災害時において大きな物的損傷は発生せず、業務の継続が可能であるとされている。

(2) 麻薬取締部（仙台市青葉区本町 3-2-23 仙台第二合同庁舎 3 階）

地上 19 階建、鉄骨構造

(3) 各県事務所

①青森事務所（青森市古川 2-20-3 朝日生命青森ビル 6 階）

地上 8 階建、鉄骨鉄筋コンクリート

②岩手事務所（盛岡市菜園 1-12-18 盛岡菜園センタービル 2 階）

地上 6 階建、鉄骨鉄筋コンクリート

③秋田事務所（秋田市大町 3-4-1 マニュアルイフ秋田 2 階）

地上 8 階建、鉄骨鉄筋コンクリート

④山形事務所（山形市香澄町 2-2-36 山形センタービル 6 階）

地上 8 階建、鉄筋コンクリート

⑤福島事務所（福島市霞町 1-46 福島合同庁舎 4 階）

地上 5 階建、鉄筋コンクリート

4. 仙台市における周辺環境の想定

(1) 公共交通機関（東日本大震災震度 6 強の経験に基づく）

①電車

想定災害発生後、仙台駅発着及び経由路線の東北本線においては、20 日程度、仙石線においては、15 日程度、仙山線においては、30 日程度

途絶し、その後間引き運転するものと想定される。ただし、津波等によって線路が損傷した場合を除く。

②地下鉄

想定災害発生後 3 日程度途絶し、その後間引き運転するものと想定される。

③バス

想定災害発生後 3 日程度途絶し、その後間引き運行するものと想定される。

(2) ライフライン（東日本大震災震度 6 強の経験に基づく）

①電力関係

想定災害発生後 2 日程度電力の供給が途絶するものと想定される。

花京院スクエアにおいては、電力の供給が停止した場合、2 時間程度は非常用発電設備を有している。

②固定電話

非常用発電設備から電力供給が確保されている間は、使用可能となる。災害時優先電話は、発信に関して通常に近い状態での利用が可能とされている。

③携帯電話

携帯電話については、想定災害発生後 7 日程度つながりにくくなると想定される。

衛星携帯電話については、通常どおりの利用が可能である。（現在、東北厚生局に保有していないため、厚生労働本省（以下「本省」という。）地方課と調整を行うものとする。）

④インターネット

想定災害発生後 6 日程度通信回線の断線が発生するため使用は不可能と想定される。

⑤上下水

想定災害発生後 13 日程度供給が途絶するものと想定される。ただし、広域受水系の影響エリアを除く。花京院スクエアにおいては、地下の貯水槽に 216 トン備えられているほか、11 階から 23 階までの高層階用に 27 トン、地下から 10 階までの低層階用に 21 トン備えられている。しかしながら、電力の供給が途絶した場合には、地下の貯水槽から汲み上げられなく使用不可となる。

第2章 実施すべき優先業務

1. 実施すべき優先業務の考え方

想定災害発生時には、先に述べたように、ライフラインの機能が大幅に低下するため、花京院スクエア及び仙台第二合同庁舎の設備機能も大幅に低下し、業務遂行に支障が生じることが考えられるほか、公共交通機関に多大な被害が生じ、道路の変形・火災の発生・建物の倒壊等により歩行による東北厚生局への参集も困難な中、業務に着手できる職員は非常に限られることが予想される。

そこで、こうした制約を踏まえ、想定災害発生時において緊急時初動体制を定め、東北厚生局が行うべき最小限の業務（非常時優先業務）を列挙することとした。

2. 非常時の業務について

(1) 災害時優先業務

①関係機関との連絡・調整及び被害状況に関する情報の集約・通報

現地の被害状況を本省地方課に報告するとともに、本省からの依頼等に基づき、次のことについて情報収集等を行い、本省及び関係機関等に報告し、必要があれば被災自治体へ職員を派遣する。

(ア) 被災市町村の被害状況

(イ) 本省所管に係る医療施設、社会福祉施設、水道施設等及びこれらの業務の被害状況

(ウ) 救護班・災害派遣医療チーム（DMAT）等が行う災害医療活動の状況及び同チームから収集した現地の状況

(エ) 日本赤十字社の行う救護活動の状況及び同社から収集した現地の状況

(オ) その他、情報収集により得た重要な情報

②本省との連絡・調整

想定災害発生後は、本省からの指示がいつでも受けられるよう、また、こちらの状況を速やかに伝えられるようにすることが重要であるため、常時安定した連絡手段の確保を図る。

③緊急通行車両等の確保及び登録

想定災害発生後、ライフラインの機能が大幅に低下するため、花京院スクエアへの電力の供給が2日程度途絶することが想定される。その場合、立体駐車場にある官用車は数日間、車庫から出庫できない状態が想定されるため、非常時用の車両の使用については、宮城労働局又は麻薬

取締役部の協力を求める。なお、東北厚生局保有の官用車の出庫が可能な場合や可能となった場合には、東北厚生局保有の官用車を優先的に使用する。

また、災害発生時には、緊急交通路が指定され、緊急通行車両として災害応急対策活動等に従事する車両は「緊急通行車両確認標章」及び「緊急通行車両確認証明書」の交付を受けないとその交通規制区間を通行できなくなるため、緊急通行車両等確認申請書を所管の警察署に申請し交付を受けるものとする。

④執務室内の安全確保及び災害時備蓄の管理

想定災害発生後直ちに、執務室の安全確保・確認、ライフラインの状況の確認及び災害時用に備蓄している食糧等の管理・配布への準備を開始する。なお、米等の購入が困難な場合、職員の私物の拠出をお願いする。また、花京院スクエアの安全管理にあたっては、花京院スクエア防災センターとの連携を図る。

⑤職員等の安否確認

想定災害発生後直ちに、東北厚生局緊急時参集体制（別添）に基づき、職員等の安否確認を行い、集約結果を本省へ報告する。

(2) 非常時優先業務以外の業務の取扱い

上記以外の所掌業務における基本的な考え方は、想定災害発生当初は業務遂行を抑制し、その後、公共交通機関やライフライン等の復旧状況や職員の被災状況等に応じ、局長もしくは各部門長の指示を経て、非常時優先業務等の遂行に支障を及ぼさない範囲において、職員の安全確保も念頭に置きつつ、順次、通常業務体制への復帰を目指すものとする（おおよそ、災害発生後（災害に伴い危機的状況が発生した場合には、その沈静化後）、10 営業日以内を目途とする。）。

第3章 非常時優先業務を実施するための執行体制の確保

想定災害発生時における職員の行動、安否確認及び権限委任等について、以下の通り定めることとする。

1. 想定災害発生時における職員の行動

(1) 就業時間内の場合

職員は、就業時間内に想定災害が発生した場合、むやみに移動せず公共交通機関の情報が明らかになるまで執務室内で待機し、状況把握に努める。

① 局長

速やかに麻薬取締部を除く部門長を招集し、災害時優先業務を指示するとともに、被害状況に関する情報収集と関係機関との連絡調整を行うため、健康危機管理等対策本部を設置する。なお、被害状況の情報収集等のため、関係職員を自治体へ派遣することを検討する。おって、本省から東北厚生局内に現地対策本部を設置する旨の指示があった場合、健康危機管理等対策本部の機能の全部又は一部は現地対策本部が引き継ぐ。

② 部門長

麻薬取締部を除く各部門長は局長室に参集し、局長の指示を受ける。麻薬取締部長は局長に連絡をとり、指示を受ける。

③各課長等

想定災害の発生が宮城県の場合、本局各課長等は職員等の安否を確認し、部門長及び総務課に連絡する。

また、想定災害の発生が宮城県以外の場合、想定災害が発生した事務所（以下「該当事務所」という。）の所長は、直ちに東北厚生本局（以下「本局」という。）へ被害状況を報告するとともに、可能な限り情報収集を続ける。併行して職員等の安否を確認する。

③ 総務課

総務課は、局長の指示を受け直ちに必要となる業務を開始又は指示するとともに、関係する職員等の安否を集計する。また、東北厚生局健康危機管理等実施要領第4の2に基づく、「本省連絡担当者」は、本省に被害状況を報告するとともに、本省からの指示を受ける。

本省より職員派遣依頼の連絡があった場合には、都道府県防災担当課へ職員を派遣し、当該職員を「現地連絡担当者」として、情報収集の窓口とする。なお、現地連絡担当者及び本省連絡担当者は、予め本省に登録して

おき、変更が生じた場合には変更登録等を行うこと。

⑤その他の職員及び該当事務所職員

想定災害発生時には帰宅困難者の大量発生によって帰宅経路上での混乱が想定されることから、帰宅経路上の混乱が落ち着くか、公共交通機関の運行状況等の情報が明らかになるまでの間、むやみに移動せず執務室内で待機する。

就業時間を過ぎて公共交通機関の状況によらず帰宅できる場合は、局長の許可を得た上で、帰宅する。

(2) 就業時間外の場合

想定災害の発生が就業時間外の場合、麻薬取締部の職員を除く職員は、以下の行動をとることとし、随時上記1（1）の体制に移行する。

① 局長及び部門長

想定災害が発生したことを認識次第、余震や津波等の情報に注意を払いながら、可能な限り花京院スクエア 21 階に参集することとし、参集に障害がある場合は、総務課長補佐等（総務課長補佐に連絡がとれない場合は、総務課長または庶務係長とする。以下同じ。）に連絡する。

局長は、健康危機管理等対策本部を設置し、メンバーを招集することとし、連絡は総務課長補佐又は緊急事態連絡調整員を通じて行う。部門長は、局長を補佐する。

② 緊急事態連絡調整員

緊急事態連絡調整員（総務課、企画調整課の職員のほか、緊急時に連絡調整業務を行うために、予め指定した者）は、想定被害が発生したことを認識次第、指示を待つことなく、余震や津波等の情報に注意を払いながら、直ちに花京院スクエア 21 階に参集することとし、参集できない場合は、携帯電話等を活用し、総務課長補佐若しくは他の緊急事態連絡調整員と連絡をとるものとする。

花京院スクエア 21 階に登庁後は、身の安全を図りながら速やかに電話、e メール等の通信手段を確保し、現在の参集状況をメンバーに知らせるよう努力する。

また、各課長等から職員の安否等の情報がきた場合は、これらの情報の集計等を行うとともに、必要な情報はメンバーに知らせる。

なお、電話等が通じない場合は、災害用伝言ダイヤル（171）に伝言を録音するなどして情報の発信を試みる。

【本局（022-726-9260）の場合】

伝言の録音

171-1-022-726-9260-1#(メッセージ録音) -9#

伝言の再生

171-2-022-726-9260-1#(メッセージ再生) -3#(再生後のメッセージ録音)

③その他の職員

想定災害の発生が宮城県の場合、登庁可能な本局職員は全て登庁し、本省、各事務所間、職員等の連絡対応に当たるなど緊急事態連絡調整員を支援する。

なお、本局各課長は、想定被害が発生したことを認識次第、各課等連絡網により職員等の安否確認等を行い、総務課長補佐及び各部門長へ報告することとし、登庁できない場合は携帯電話等を活用し、総務課長補佐若しくは他の緊急事態連絡調整員と連絡をとるものとする。また、総務課長補佐は、知り得た情報について、局長、部門長及び緊急事態連絡調整員と情報を共有するよう努める。

想定災害の発生が宮城県以外の場合、登庁可能な該当事務所職員は全て登庁し、本省、本局、職員等の連絡対応等に当たる。

該当事務所長は、本局へ被害状況を報告するとともに、可能な限り情報収集を続ける。併行して職員等の安否を確認することとし、登庁に障害がある場合は、総務課長補佐等に連絡する。

2. 非常時要員の指定

(1) 緊急事態連絡調整員の指定

緊急事態連絡調整員については、総務課、企画調整課の職員のほか、連絡調整を行うために必要となる人員を花京院スクエアから比較的近距離に居住する職員を中心に予め指定する。

(2) 現地連絡担当者及び本省連絡担当者の指定

現地連絡担当者及び本省連絡担当者については、総務課及び医事課職員の中から予め指定する。また、指定された職員を予め本省に登録しておき、変更等が生じた場合は、変更登録等を行うこと。（東北厚生局健康危機管理等実施要領第4の2）

(3) 健康危機管理等対策本部員の指定

想定災害発生の場合、すみやかに局長がメンバーを指定する。(東北厚生局健康危機管理等実施要領第4の2)

(4) 該当事務所長の役割

想定災害が発生した県(宮城県を除く)の該当事務所長は、現地対策本部が設置された場合、東北厚生局長が行うべき職務を代行することがある。

3. 権限委任

想定災害発生時において、非常時優先業務を含む東北厚生局の業務を的確に遂行するためには、組織内の指揮命令系統が確立されていることが重要である。

緊急事態連絡調整員及び健康危機管理等対策本部については、東北厚生局長である局長が指揮を執ることとなるが、指揮が執れない場合には、上席総務管理官が指揮を執ることとする。また、上席総務管理官が指揮を執ることができない場合には、連絡をとることができる者の中で最高順位の者とする。

4. 想定災害発生に備えた取組み

(1) 想定災害発生に備えた備蓄の推奨

想定災害発生に備えて、各職員は必要な物資を各自で用意しておくように努めるものとする。特に、長時間歩くための靴(スニーカーなど)、体温調整を行うための衣服、カイロ、飲料水、非常用食料を持ち合わせておくように努めるものとする。

(2) 職員の安否確認の方法について

東北厚生局では、想定災害発生時に備え、東北厚生局緊急時参集体制及び全ての職員の緊急連絡網を策定しており、原則としてこれを活用して、職員の安否確認を行うこととしているが、一定の震度以上の地震が発生した場合に、予め登録した職員の携帯電話に一斉にメールが配信され、職員及び家族の安否、参集の可否及び参集に要する時間の情報収集が可能となる民間業者が提供する「安否確認サービス」についても、予算の問題がクリアされれば導入を行う。

(3) 参集体制の検証

総務課は、毎年的人事異動後、指定されている非常時要員を集約した上で、その参集体制の実効性を検証し、必要に応じて見直しを行う。

また、非常時要員に指定されている役職員は、自宅から花京院スクエ

アまでの道程や所要時間、河川や高速道路等の障害物等を予め確認することにより、参集体制の実効性を高めておく。

(4) 現地連絡担当者及び本省連絡担当者

現地連絡担当者及び本省連絡担当者は、本省等が実施する災害関係の各種会議に積極的に出席し、平常時においても情報収集に努める。

第4章 非常時優先業務を実施するための執務環境の確保

1. 花京院スクエア及び執務室等

(1) 花京院スクエア及び執務室

花京院スクエアは、想定を上回る震度程度の地震が発生した場合でも、建物の耐力は低下せず構造的に致命的損傷を生じないように設計されている。しかし、商用電力が途絶えた場合には、花京院スクエアの非常用電力は約2時間程度しか確保されていない。よって、執務室においては、商用電力が途絶えた場合には、非常用電力の約2時間程度しか執務が行えない状態となることに留意すること。

(2) 代替事務所

仙台市内が広範囲に被災する場合や花京院スクエアビルに大きな物的損傷が生じ業務の遂行ができなくなる場合は、拠点を移しそこで業務を継続する必要がある。こうした場合に備えて、今後、代替拠点で円滑に業務継続ができるように事前の準備計画を策定する。

また、花京院スクエアビルが一時的に電話、電力が機能せず、執務室として使用できない状況になった場合は、仙台第二合同庁舎の麻薬取締部、又は宮城労働局に連絡拠点を置く。

(3) 備蓄

帰宅困難の状況が発生することに備えて、全職員を対象として、3日分を目処に必要な食料品（炊飯器含む）、飲料水、簡易トイレ等の備蓄及び来訪者に配給する物資を総務課が管理する。

また、ヘルメット、エマージェンシーシート等の防災用品及び停電時に備えて、非常用ランプ、乾電池式ラジオ等を各課長が管理する。

なお、備蓄品については、毎年、その保管状況及び消費期限等を確認するとともに、その時々状況の変化等に配慮した備蓄内容の精査を行い、必要な場合は計画的に調達するものとする。

(4) 什器転倒対策

各執務室内のロッカー等の什器転倒対策については、地震時における負傷者防止対策と東北厚生局の業務継続の観点から実施する。

特に重要なOA機器の固定を行うとともに、什器の転倒、書類・備品等の落下等による被害がないように、不安定な什器の上部に重量物を置かないようにする等の措置を講じる。また、各課は執務における什器転倒対策を定期的に検証し、必要に応じて見直等を行う。

2. 通信の確保

東北厚生局では、想定災害発生時に通信が混み合う場合においても、関係機関等と連絡をとり、情報を迅速に確認することが重要であるとの観点から、複数の連絡手段を確保するなど連絡体制の強化に努める。

第5章 連絡網の整備・教育・訓練及び計画の見直し

1. 連絡網の整備

本計画に記載した事項については、その実効性を高める観点から、想定災害発生時における各課連絡網等を整備するとともに、定期的に検証することが重要である。

また、各県事務所においても、本計画に記載した事項のように、非常時行動計画などに係る職員連絡体制等を整備するとともに、定期的に検証することが重要である。

2. 教育・訓練等

本計画策定後、その実効性を高めるためには、平時において、職員に対する防災訓練や研修等の機会を通じ、職員の防災に対する意識を高めるとともに、想定災害発生時における非常時行動計画に向けた取組みへの理解を深めることが重要である。

これらの観点から、東北厚生局緊急時初動体制及び東北厚生局緊急時参集体制に関して習熟に努める。また、非常時要員については、日常より、担当する非常時行動計画の習熟等に勤める。

このため、東北厚生局においては毎年3月11日の前後のいずれかに、備蓄の確認を行うとともに、独自の防災訓練を実施するものとする。

3. 本計画の検証・見直し

本計画に記載した事項については、その実効性を検証することが重要である。こうした観点から、総務課は、毎年の定期異動後、役職員の異動後等において検証するものとする。

さらに、本計画は、絶えず見直すことが重要であり、必要に応じて適宜改定を行うことを検討する。なお、その際には、本計画の想定する災害について、異なるタイプの災害が発生した場合の対策についても拡充するべく検討する。

第6章 準拠例

1. 東北地方において震度5強以上の地震が発生した場合

東北地方において最大震度5強以上の地震が、就業時間外に発生した場合は、別添、東北厚生局緊急時初動体制の連絡体制とする。

2. 東北地方以外において震度5強以上の地震が発生した場合

東北地方以外の国内において、震度5強以上の地震が発生した場合には、総務課を中心に情報を収集し、局長に報告するとともに、局長の指示を仰ぐものとする。また、震度6弱以上の地震が発生した場合には、これに加え、東北厚生局健康危機管理等実施要領第4の2に指定される本省連絡担当者は、速やかに登庁し本省との連絡に対応すること。

〔 施行 平成25年4月1日
東北厚生局長伺い定め 〕

附則 修正後の計画は、平成25年7月8日から施行する。

修正後の計画は、平成25年10月1日から施行する。

修正後の計画は、平成26年4月1日から施行する。

修正後の計画は、平成26年6月18日から施行する。

修正後の計画は、平成26年7月1日から施行する。

修正後の計画は、平成26年7月11日から施行する。

(別紙)

緊急事態連絡調整員に係る業務及び執行体制

業務内容	執行体制		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 参集・配置に係る総合調整 ・ 各県事務所の情報収集 ・ 花京院スクエア及び事務室内の安全確保等 ・ 緊急車両の確保及び申請 ・ 職員等の安否確認の情報収集 	総務課全職員	課長	
		補佐	
		庶務係長	
		会計係長	
		国有財産係長	
		会計係員	
		庶務係員	
	企画調整課全職員	課長	
		補佐	
		係員	
	指定された職員	医療課長	
		総括社会保険審査官	
		年金管理課主査	
		管理課長補佐	
		医療指導監視監査官	
		医療指導監視監査官	
		健康福祉係長	
		健康福祉課主査	
		臨床研修係長	
		医事課係員	
	食品衛生専門職		
	食品衛生課係員		
	保険年金課長		
	捜査課長		
	捜査課長補佐		
	麻薬取締官		

(別紙)

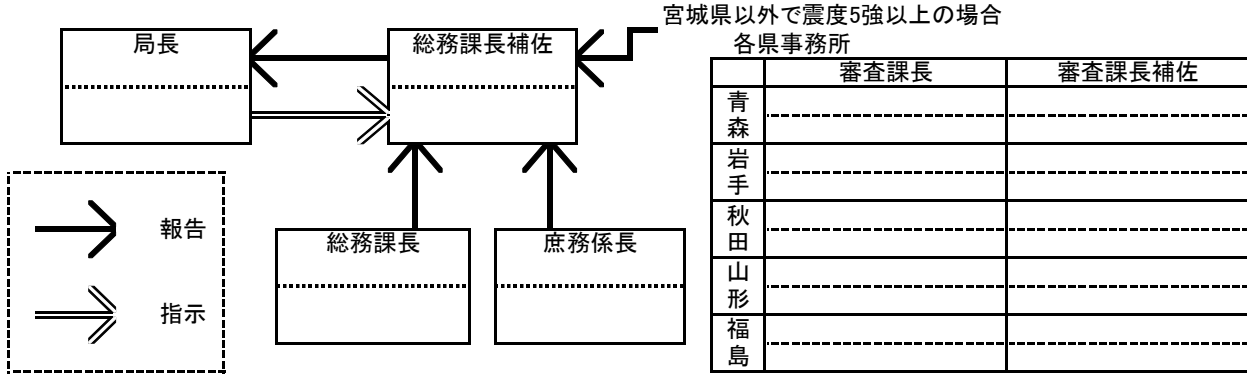
健康危機管理等対策本部員に係る業務及び執行体制

業務内容	執行体制	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県・市町村・関係機関及び現地連絡担当者等からの状況等に関する情報の取りまとめ ・ 本省関係部局（厚生労働省災害対策本部が設置されている場合は、その本部）との連絡及び調整 ・ 政府の非常時本部等及び関係省庁地方局等から収集した情報の本省関係部局（厚生労働省災害対策本部）への提供 ・ 本省現地対策本部を設置した場合にあっては、同本部との連絡調整 ・ 報道機関への対応 ・ その他健康危機管理等応急対策に関し必要な業務 <p>その他想定される業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生労働省派遣者の受入体制 ・ 病原体管理施設等の状況把握 ・ 緊急車両のガソリン確保 ・ 備品の配布調整 ・ 食糧の調達 ・ 炊き出し 	局長	
	健康福祉部長	
	麻薬取締部長	
	指導総括管理官	
	総務管理官	
	総務課長	
	企画調整課長	
	健康福祉課長	
	医事課長	
	食品衛生課長	
	保険年金課長	
	管理課長	
	調査総務課長	
	捜査課長	
	総括社会保険審査官	
	総務課長補佐	
企画調整課長補佐		
看護指導官		
食品衛生専門官		

東北厚生局緊急時初動体制

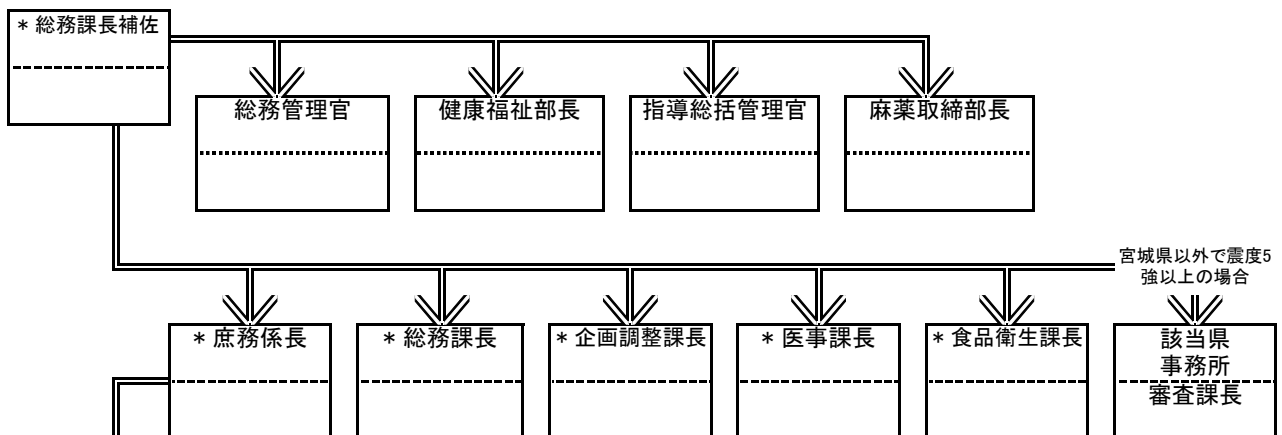
(勤務時間外に東北地方において震度5強以上の地震が発生した場合)
 (東北厚生局健康危機管理等実施要領第2の1の場合)

- ① 総務課長補佐は局長へ震災発生連絡を行い、局長より職員の登庁や安否確認の必要性等について指示を受ける。
 なお、総務課長、庶務係長は総務課長補佐に対し局長への連絡の確認を行う。また、宮城県以外で発生した場合、該当県の事務所審査課長においては、第一報を総務課長補佐へメール及び電話にて報告する。



- ② 総務課長補佐は局長から受けた指示内容を各部門長、総務課長、企画調整課長、該当県事務所審査課長、庶務係長へ伝達し、庶務係長は指示があればその他の緊急事態連絡調整員(*)へ連絡する。

(*)緊急事態連絡調整員は、総務課及び企画調整課の職員のほか花京院スクエアから比較的近距离に居住する職員で構成する。



登庁の指示があった場合



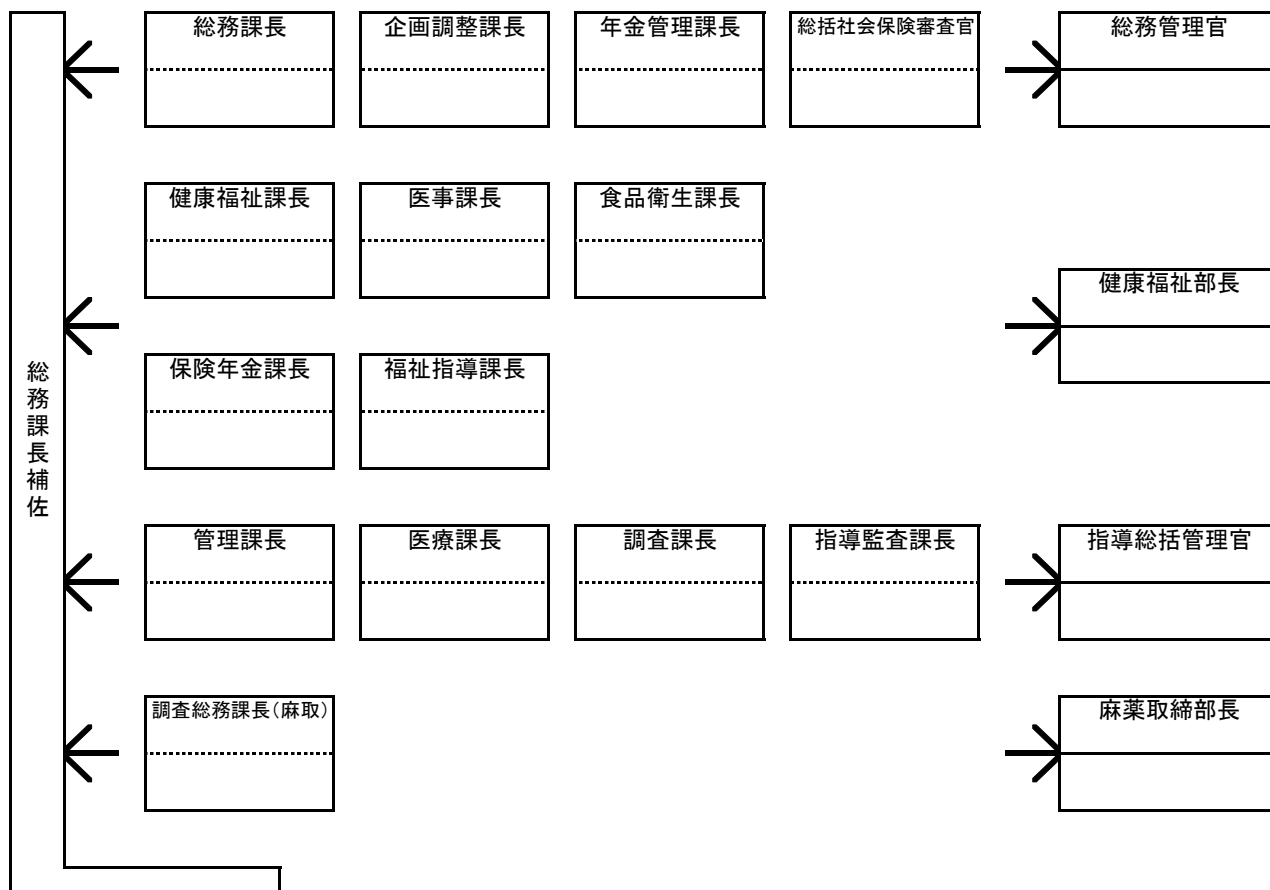
- ③ 緊急事態連絡調整員は、登庁の指示があった場合、直ちに花京院スクエア21Fへ登庁し指示を受けた任務を遂行する。

緊急事態連絡調整員 連絡先	代表電話	災害専用ダイヤル	つながらない時
------------------	------	----------	---------

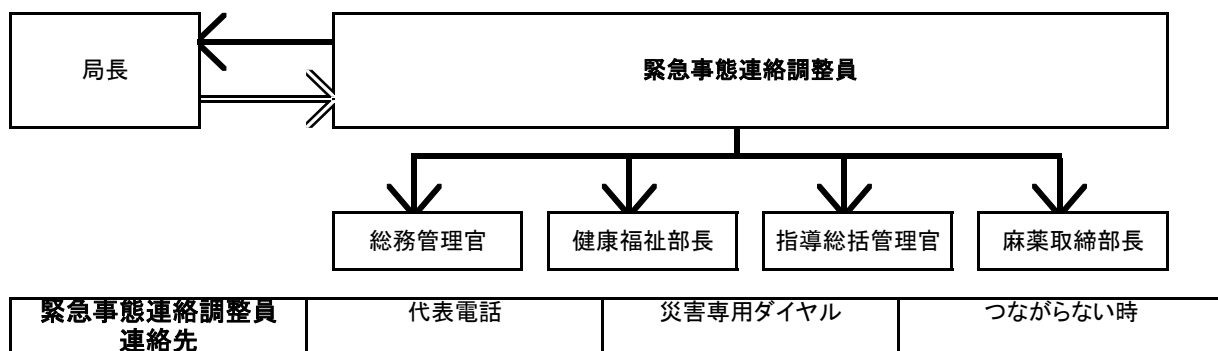
東北厚生局緊急時参集体制

(勤務時間外に宮城県内において震度6弱以上の地震が発生した場合)

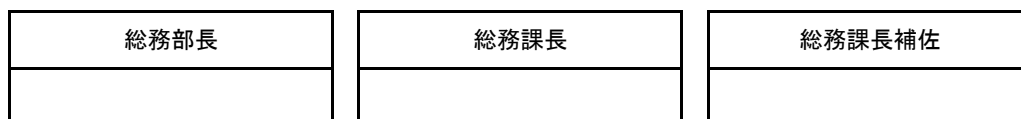
- ① 局長、各部門長(麻取部を除く)、緊急事態連絡調整員(*)は、可能な限り花京院スクエアへ登庁する。
(*)緊急事態連絡調整員は、総務課及び企画調整課の職員のほか花京院スクエアから比較的近距离に居住する職員で構成する。
- ② 各課長等は、各課等連絡網により職員等の安否確認等を行い総務課長補佐及び各部門長へメールもしくは電話にて報告する。



- ③ 緊急事態連絡調整員は、各課長等より報告のあった被害状況及び職員等の安否情報などを整理し、随時、局長、各部門長へ報告するとともに今後の行動について局長より指示を受ける。



- ④ 宮城労働局



「厚生労働省 相双地域等医療・福祉復興支援センター」の設置について

平成24年1月27日

厚生労働省

1 趣旨

緊急時避難準備区域であった相双（そうそう）地域等において、地域における医療及び福祉を確保するため、現地のニーズの把握や医療機関・福祉施設（介護保険、障害、子供等）の従事者確保の支援等を行うため、福島県相双保健福祉事務所内に、「厚生労働省 相双地域等医療・福祉復興支援センター」を設置する。

※従来「厚生労働省相双地域医療従事者確保支援センター」で実施してきた業務は、本センターで引き続き実施する。

※今回、従来の相双地域に加え、いわき市においても活動予定

2 センターの概要

(1) スタッフ

厚生労働省職員を現地に派遣・常駐

(2) 業務

- ① 現地におけるニーズの把握
→医療機関、福祉事業者等の実情、ニーズ等を把握
- ② 関係機関との連絡調整
→集められた情報や要望を基に、地元自治体及び地元医療機関・福祉事業者の課題を、福島県及び東日本大震災復興対策本部福島現地対策本部とも共有し、課題解決に向け関係機関と調整
- ③ 支援活動
→引き続き全国の医療関係団体で構成される「被災者健康支援連絡協議会」と連携し、医療従事者の確保に向けて支援
→全国社会福祉協議会、福祉医療機構及び様々なNPO・NGO等と連携し、早期の福祉事業の再開等に向けて支援

3 勤務先

福島県相双保健福祉事務所内

4 業務開始時期

平成24年1月27日